

可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例

歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しむなどの生活の質の向上のほか、生活習慣病の予防等、全身の健康の保持増進にも重要な役割を果たしています。そこで、市民一人一人が日常生活において自ら進んで歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療を行う等口腔の健康を保持し、かつ、より良い口腔機能の獲得、維持及び回復（以下「歯と口腔の健康づくり」という。）の推進に取り組むとともに、市全体として歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施していくことが不可欠です。ここに、「みんなで達成8020」を目標とし、すべての市民が歯と口腔の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導（以下「歯科医療等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- (2) 保健医療関係者等 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 8020運動 80歳になっても自らの歯を20本以上保つことを目的とした取組をいう。
- (4) 口腔ケア等 歯、歯肉、舌、義歯等に付いた歯垢等の除去その他口腔衛生の確保並びに摂食、嚥下、呼吸、会話等の口腔機能の維持及び増進のための機能訓練をいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防、寝たきりの状態の防止等に資するものであることに鑑み、次の各号に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりのための適切かつ効果的な歯科医療等を受けることができる環境を整備すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野における施策との相互の連携を図ること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医師等及び保健医療関係者等

との連携及び協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を自ら深め、歯科疾患を予防するとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科医療等を受けることにより、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、保健医療関係者等との連携及び協力を図り、市民への適切かつ効果的な歯科医療等を提供するとともに、市が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の責務)

第7条 保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、相互に連携を図りながら市が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 市内に住所を有する事業者は、その事業所内で雇用する従業員の歯科検診及び歯科医療等を受ける機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の各号に掲げる基本的な施策を実施するものとする。

- (1) 妊婦を対象とした歯科疾患の予防対策を推進し、母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図ること。
- (2) むし歯又は歯肉炎の罹患率が高まる幼児期及び学齢期にある者に対して、科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健康教育を推進すること。
- (3) 歯周病の罹患率が高まる成人期にある者に対して、歯周病の予防対策等を推進すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、口腔機能の維持及び向上を図ること。
- (5) 障がいや介護を必要とする者等であって、定期的に歯科検診、歯科医療等又は口腔ケア等を受けることが困難なものに対して、訪問による歯科検診、歯科医療等及び口腔ケア等を推進すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりの観点からの食育の実施及び禁煙の推進並びに糖尿病、がんその他の生活習慣病の予防を図ること。
- (7) 災害発生時における正常な口腔機能の確保に必要な体制の確立及び平常時における災害に備えた当該体制の整備を図ること。
- (8) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心及び理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、8020運動を推進すること。
- (9) 歯科医療等及び歯科検診を受けることの必要性に関する情報の普及及び啓発を推進すること。

(10) 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果的な実施に資する調査及び研究を推進すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。

(基本的な計画)

第10条 市長は、前条に規定する施策を計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく可児市健康増進計画において、当該施策の実施に関する計画を定めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている可児市健康増進計画における歯と口腔の健康づくりに関する計画については、第10条の規定に基づき定められた計画とみなす。